



平成27年1月26日

西条市長 青野 勝 様

西条市使用料等審議会

会長 星 加 隆 夫



水道料金等の改正について（答申）

平成26年11月25日付け、西水業第222号で当審議会に諮問のあった標記のことについて、慎重に審議した結果、下記のとおり改正することが妥当であるという結論に至ったので答申します。

記

西条市全体の水道料金については、現在の西条地区及び東予地区の厳しい経営状況や今後3年間（H27年度からH29年度）における水道事業の設備投資及び収益的収支などを総合的に勘案した結果、約3%程度（平均改定率）の料金値上げが妥当であると考えます。

また、地区別の水道料金等の改正（案）については、次のとおり実施することとされたい。

- 1 西条地区については、約10%程度の料金値上げとし、段階的に赤字解消を図ること。また、料金計算時の端数処理において10円未満切り捨てを廃止し、他地区との均衡を図ること。
- 2 東予地区については、約5%程度の料金値上げとし、赤字解消を図ること。
- 3 丹原地区及び小松地区については、約5%程度の料金値下げとし、地区間における料金格差の縮小を図ること。
- 4 4地区で異なっている水道メーターの使用料については、統一を図ること。

付帯意見

- 1 当市の水道事業におかれては、健全な経営を行うため計画的・効率的な事業運営に努められ、また、使用者負担の公平性を確保するためにもできるだけ早期に料金統一を図られたい。
- 2 水道料金については、3年程度を基本として定期的な見直しを図られたい。
- 3 料金の値上げとなる地域の利用者に対し、説明や周知活動を十分に行い、理解を得られるように努められたい。
- 4 料金徴収については、より一層の努力を行い、更なる収納率の向上に努められたい。
- 5 西条地区及び丹原地区の簡易水道事業については、上水道事業と同地区内は同じ料金のため、上水道事業の料金改正等に併せて改定を行うこととされたい。